



キンカンぬって またぬって



げんきにようきに キンカンコン

これからも
あなたのとなりに
キンカン♪

＼ かゆみに! 肩こりに! ／



1日数回、患部に適量を塗布してください。
この医薬品の「使用上の注意」をよく読んでお使いください。

第2類医薬品



株式会社 キンカン
東京都世田谷区三軒茶屋1丁目34番14号 TEL 03-3421-6171(代表)

100周年特設サイトはこちら

世田谷の経営者と地域をつなぐ情報誌。
せたがやマガジン
公益社団法人 世田谷法人会報誌 第347号 令和8年5月発行

発行所：公益社団法人 世田谷法人会
編集人：広報委員会
発行人：山崎 亮
TEL：03(3410)1425 FAX：03(3421)4226
MAIL：info@setagaya.or.jp
世田谷区若林 1-15-10 電話会館3階

世田谷の経営者と地域をつなぐ情報誌。

せたがやマガジン



PIC UP!

世田谷法人会 注目の人!

- 015 浅沼 啓之 (第4地区)
- 016 河 明樹 (第5地区)

世田谷法人会 注目のお店

- 013 BONNET D'ANE(ボネダンヌ)(第1地区)
- 014 TEPPAN CUISINE 703(第9地区)

若林こどもまつり・若林町会盆踊り(第6地区)

2026 公益社団法人 世田谷法人会 今後のスケジュール



5 May	13日(水)	第6地区	年次報告会・懇親会	18:00-20:00	居酒屋KONE
		税制委員会	新設法人説明会	13:30-16:00	世田谷電設会館4階会議室
	14日(木)	第3地区	年次報告会・懇親会	18:00-20:00	さくら茶屋
		第8地区	年次報告会・懇親会	18:00-21:00	祖師谷まちづくりセンター
	18日(月)	青年部会	第14回(通算46回)年次報告会	18:00-20:15	銀座アスター三軒茶屋賓館
	24日(月)	第2地区	体験型防災フェア	12:00-16:00	三軒茶屋ふれあい広場
	27日(水)	第8地区	施設見学バスツアー	10:00-19:00	国会議事堂(永田町) ～防衛省(市ヶ谷)～墨花居(成城)
	29日(金)	ゴルフ同好会	第24回ゴルフコンペ	7:53スタート	よみうりゴルフ倶楽部
6 June	9日(火)	総務委員会	第15回通常総会(通算57回)	16:00-16:45 17:00-19:00	銀座アスター三軒茶屋賓館
	15日(月)	青年部会	第1回SKT連絡会議	未定	未定
7 July	3日(金)	税制委員会	決算法人説明会 ※7・8・9月決算法人対象	13:30-15:45	世田谷電設会館4階会議室
	16日(木)	総務委員会	新幹部署員の方々との顔合わせ会	18:00-19:45	オークラレストラン スカイキャロット
8 August	21日(金)	税制委員会	新設法人説明会	13:30-16:00	世田谷電設会館4階会議室

※行事予定は5月時点で確定しているものを掲載しております。
※諸般の事情により、やむを得ず中止、延期、会場変更等の可能性があります。予めご了承ください。



▶行事予定は、世田谷法人会ホームページ上で
随時最新情報が更新されております

CONTENTS -目次-

- P2. 令和8年“世田谷法人会 今後のスケジュール”
- P3. NEWS-世田谷法人会ニュース-
- P4. 令和8年度 税制改正大綱-法人会の税制改正提言
中小企業の少額償却資産は40万円まで拡充！特例承継計画の提出期限も延長される
- P6. -令和8年度税制改正に関する提言- 行動する法人会
- P8. 世田谷法人会「各地区・委員会活動報告」
- P10. 注目の人 常任理事 厚生委員長 青年部会 副会長 有限会社 大黒屋 代表取締役 “浅沼 啓之”氏
青年部会 会員拡大委員会 有限会社CHOLLI 取締役 “河明樹(ハ・ミヨンス)”氏
- P11. 職場のルールとマナー Part47 “久松 徹雄”氏
- P12. 健康経営新聞 東急カード株式会社 “宮本 房幸”氏 -インタビュー- 健康経営エキスパートアドバイザー “五十嵐 めぐみ”氏-
- P14. 注目のお店 BONNET D'ANE (ボネダンヌ)/TEPPAN CUISINE 703

NEWS-世田谷法人会ニュース-

第15回公益社団法人世田谷法人会 通常総会開催のご案内

通常総会の成立には定足数を要しますので、正会員の皆様におかれましては、誠に恐れ入りますが、別途郵送された通知にある「出欠通知兼委任状」にご出欠とあわせて必要事項をご記入押印または指定の入力フォームより5月末日までに必ずご回答くださいますようお願い申し上げます。

- 総会内容**
- 報告事項
 - 第一号報告 令和8年度事業計画の件
 - 第二号報告 令和8年度収支予算の件
 - 議案
 - 第一号議案 令和7年度事業報告承認の件
 - 第二号議案 令和7年度決算報告承認の件
 - 日時 令和8年6月9日(火) 午後3時30分 受付開始4時開会
 - 会場 銀座アスター三軒茶屋賓館
 - 会費 10,000円
 - 締切 5月末

第24回公益社団法人世田谷法人会 GOLF同好会コンペ

日時 令和8年5月29日(金)

会場：よみうりゴルフ倶楽部
 受付：午前6時50分～7時30分まで
 集合時間：午前7時30分(キャディマスター室前)
 スタート：午前7時53分IN・OUT各5組(計10組)予定
 参加費：4,000円(当日申し受けます)
 プレー費：24,410円(税込)キャディ付・昼食別
 ※クラブハウスで簡単に表彰式を行います。(ワンドリンク付)
 競技方法：18ホール 新ペリア方式 ニアピン賞・ドラコン賞
 締切：5月11日(月)
 申込方法：fax、mail、またはホームページからエントリーをお願いします
 fax：03-3421-4226
 mail：info@setagaya.or.jp
 (5/21以降のキャンセルは3,000円のキャンセル料が発生しますのでご注意ください)
 (先着順にて、定員になりましたら切らせて頂きます)



令和8年・9年度 決算・新設法人説明会

会場：世田谷電設会館4階会議室
 時間：午後1時30分～3時45分



「決算法人説明会」

決算と申告の概要、留意事項・源泉徴収、インボイス制度・電子帳簿保存法・キャッシュレス納付について

- 開催日**
- ① 4月24日(金)
 - ② 7月3日(金)
 - ③ 10月23日(金)
 - ④ 令和9年1月22日(金)

「新設法人説明会」

会社を運営していく上で必要となる法人税、消費税、源泉所得税等に関する基本的な知識や手続き、インボイス制度・キャッシュレス納付について

- 開催日**
- ① 5月14日(木)
 - ② 8月21日(金)
 - ③ 11月12日(木)
 - ④ 令和9年2月5日(金)

※ 諸般の事情により、中止、延期、会場変更、時間変更等が生じる可能性があります。

令和8年度 税制改正大綱 — 法人会の税制改正提言 —

中小企業の少額減価償却資産は40万円まで拡充！

特例承継計画の提出期限も延長される！

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置については、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されることになりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■少額減価償却資産の特例

中小企業者等の少額減価償却資産について、減価償却資産の取得価額は30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

■特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、特定生産性向上設備等に該当するものを取得等した場合に、即時償却又は税額控除が選択適用できます。（※取得価額の合計が中小企業で5億円以上）

■買上げ税制

①大企業向け 令和8年3月31日で廃止されます。
②中堅企業向け 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限である令和9年3月31日までとされます。令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については、適用条件となる継続雇用者比較給与等支給額の増加割合を3%から4%に引上げ、税額控除率の上乗せは、増加割合5%以上の場合に5%の加算、増加割合6%以上の場合には15%の加算とされます。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止

されます。
③中小企業向け 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除等の改正

①基礎控除及び給与所得控除 基礎控除104万円と給与所得控除74万円を合わせて、給与所得者であれば収入178万円までは、所得税がかからなくなりまし。収入金額に応じた基礎控除は次のとおりです。

給与収入	基礎控除
665万円以下	104万円
850万円以下	67万円
2,545万円以下	62万円
2,595万円以下	48万円
2,645万円以下	32万円
2,695万円以下	16万円
2,695万円超	-

②同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
③ひとり親控除 ひとり親控除を一にする子の総所得金額等の合計の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。

現行		改正案	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上 65km未満	38,700円
		片道65km以上 75km未満	45,700円
		片道75km以上 85km未満	52,700円
		片道85km以上 95km未満	59,600円
片道95km以上	66,400円		

■食事の支給による経済的利益

食事の支給により受ける経済的利益について非課税限度額が月額3,500円から月額7,500円に引き上げられます。また、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について非課税とされる1回の支給額が3000円以下から6500円以下に引き上げられます。

相続税・贈与税関係

■教育資金の一括贈与の非課税制度の廃止

1,500万円までの教育資金の一括贈与制度について、令和8年3月31日までとされている取扱いは延長せずに終了することとなります。

■事業承継税制の承継計画の提出期限の延長

個人の事業用資産に係る相続税贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長して、令和10年9月末日までとなります。また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長して、令和9年9月末日までとなります。

資産税関係

■貸付用不動産の評価

①被相続人等が課税時期前5年以内に取得した一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。
②不動産の小口化商品の対象とされて

ます。
④勤労学生控除 勤労学生の合計所得金額要件が、現行の85万円以下から89万円以下に引き上げられます。令和8年分の所得税から適用になります。

■住宅ローン減税

住宅ローン減税について、適用期限が令和12年12月31日までと5年間延長になります。概要については次のとおりです。

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年	4,500万円	0.7%	13年
	令和12年	3,500万円		
ZEH水準省エネ住宅				
省エネ基準適合住宅	令和8年・令和9年	2,000万円		

②認定住宅等である既存住宅

いる貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

消費税関係

■国境を越えた電子商取引

①少額免税の廃止 従来は1万円以下の貨物については、関税と消費税が免除されていましたが、関税販売の方法で海外から国内に到着して発送される貨物については、1万円以下の譲渡について、消費税の課税対象になります。
②物販に係るプラットフォーム課税の導入 大手通販サイトなど、指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を收受する場合は、プラットフォーム事業者が資産の譲渡等を行ったものとみなされます。
③特定少額資産販売事業者の登録制度 通信販売で、海外から国内宛に発送される一の資産の対価の額が税抜き1万円以下であるものの譲渡を行う事業者は、所轄する税務署長に特定少額資産販売事業者として登録を受けることができます。

登録事業者は、事業者免税点制度が適用されません。令和10年4月1日以後適用されます。

■インボイス制度の経過措置関係

①個人事業者向けの3割特例 個人事業者でインボイス登録により事業者免税点制度を受けられない令和9年令和10年に含まれる各課税期間に対する仕入税額控除の額を課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とし、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。
②インボイスがない場合の経過措置 インボイスがない場合でも、税額相当額の80%を税額控除できる経過措置について令和8年10月から50%に変更される予定でしたが、次のとおり緩和されます。

期間	控除割合
令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	70%
令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	50%
令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	30%

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年	3,500万円	0.7%	13年
	令和12年	2,000万円		
ZEH水準省エネ住宅				
省エネ基準適合住宅				

③買取再販住宅・既存住宅の取得・住宅の増改築

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年 ～ 令和12年	2,000万円	0.7%	10年

なお、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢19歳未満の扶養親族を有する者には、借入限度額の上乗せ措置があります。また、床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、住宅ローン減税の適用ができることとされます。ただし、控除期間のうち合計所得金額が1,000万円を超える年については適用されません。

■子どもNISA

子どもNISA口座の開設可能年齢の下限が撤廃されます。年間の投資額が60万円で、累計で600万円まで利用が可能です。以前のジュニアNISAが18歳まで引き出すことができなかったことと比較すると、子どもが12歳以上になった場合に、教育費などに充てることが可能です。

■暗号資産の譲渡に分離課税が適用

暗号資産取引業を行う者に対して暗号資産の譲渡等をした場合に、他の譲渡等による譲渡所得等について、他の所得と分離して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税されます。また、譲渡損失が生じた場合に3年以内の繰越控除が認められます。金融商品取引法の改正法が施行された日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用されます。

■子どもNISA口座の課税強化

特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者が個人でその者のその年の基準所得金額が3億3,000万円から1億6,500万円を超え、税率が22.5%から30%に引き上げられます。令和9年分以後の所得税に適用されます。

■固定資産税

償却資産に係る免税点が150万円から180万円に引き上げられます。令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

■防衛特別所得税

防衛特別所得税が創設されます。納税義務者は所得税の納税義務者です。所得税の源泉徴収義務者は、防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

■軽油取引税の暫定税率

軽油取引税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止されます。

■ふるさと納税関係

ふるさと納税の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割と193万円のいずれか低い金額となります。令和10年度分の個人住民税について適用されます。

その他

■固定資産税

償却資産に係る免税点が150万円から180万円に引き上げられます。令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

■防衛特別所得税

防衛特別所得税が創設されます。納税義務者は所得税の納税義務者です。所得税の源泉徴収義務者は、防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

■軽油取引税の暫定税率

軽油取引税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止されます。

■ふるさと納税関係

ふるさと納税の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割と193万円のいずれか低い金額となります。令和10年度分の個人住民税について適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

T I S 税理士法人

税理士 飯田聡郎

TEL 03-3633-5058

FAX 03-3633-5449

HP <http://www.tida-office.jp/>

東京法人会連合会

— 令和8年度税制改正に関する提言 —

行動する法人会

全法連では、令和8年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自由民主党

11月4日

税制調査会長 小野寺 五典 氏



左から飯野税制委員長、小野寺税制調査会長、田中専務理事

日本維新の会

11月28日 税制調査会ヒアリング

税制調査会長 梅村 聡 氏 他



公明党

11月26日 財政・金融部会団体ヒアリング

財政・金融部会長 杉 久武 氏 他



自由民主党

11月12日 予算・税制等に関する政策懇談会

財政・金融・証券関係団体委員長 塩崎 彰久 氏 他



立憲民主党

11月13日 税制調査会ヒアリング

税制調査会長 重徳 和彦 氏 他



国民民主党

11月17日 税制調査会ヒアリング

税制調査会長 古川 元久 氏 他



財務省

12月4日

財務大臣 片山 さつき 氏



左から片山財務大臣、池田筆頭副会長

厚生労働省

11月13日

厚生労働副大臣 長坂 康正 氏



左から長坂厚生労働副大臣、飯野税制委員長、丸山税制副委員長

総務省

10月14日

自治税務局長 寺崎 秀俊 氏

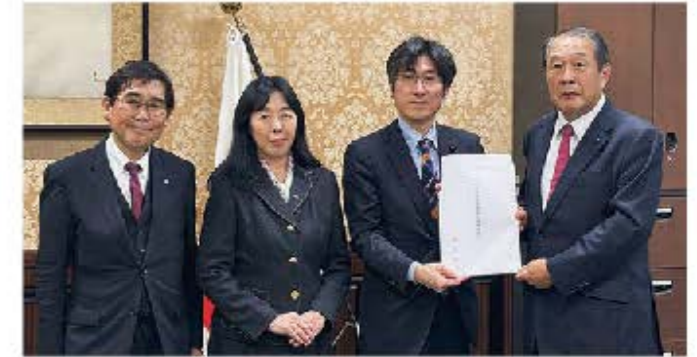


左から田中専務理事、寺崎自治税務局長、飯野税制委員長、丸山税制副委員長

財務省

11月17日

財務副大臣 舞立 昇治 氏



左から田中専務理事、丸山税制副委員長、舞立財務副大臣、飯野税制委員長

国税庁

12月10日 表敬訪問

長官 江島 一彦 氏
次長 田原 芳幸 氏
課税部長 高橋 俊一 氏



左奥から高橋課税部長、江島田税庁長官、田原次長
右奥から飯野税制委員長、斎藤会長、田中専務理事

中小企業庁

10月22日

長官 山下 隆一 氏
事業環境部長 坂本 里和 氏



左から坂本事業環境部長、田中専務理事、丸山税制副委員長、山下中小企業庁長官、飯野税制委員長

各地区・委員会活動報告

【厚生委員会】新春講演会と世田谷法人会「新年の集い」

2026年1月26日(月)

銀座アスター三軒茶屋資館にて新春講演会と新年の集いを開催しました。第1部では八重樫司署長による租税史の講演が行われ、学びの多い内容となりました。第2部では102名が参加し、表彰や新入会員紹介、交流を通じて会員同士の親睦が深まり、活気ある有意義な機会となりました。(委員長 浅沼 啓之)



【広報委員会】令和7年度街頭広報活動

世田谷法人会(広報委員会・青年部会)は、世田谷税務協議会および世田谷青色申告会と連携し、街頭広報活動を実施しました。確定申告時期にあわせ、広報車で管内各所を巡回し、e-Taxの利用促進を周知しました。2月17日、24日、3月3日の3日間にわたり、スマホとマイナンバーカードで自宅から申告できる利便性を呼びかけました。(委員長 岡部 健一)



【税制委員会】事業承継セミナー

2026年2月5日(木)

三茶しゃれなあどホール シリウスにて、「失敗事例から学ぶ事業承継の基礎知識」と題したセミナーを開催しました。税理士の鈴木 正寿氏、プルデンシャル生命保険の山下 學氏を講師に迎え、15名が参加。具体的な失敗事例をもとに、中小企業が直面する課題や押さえるべきポイントについて分かりやすく解説いただき、有意義な学びの場となりました。(委員長 小暮 邦彦)



【第8地区】移動研修会

2026年3月3日

保養所みやぎのにて第8地区の移動研修会を開催しました。吉岡地区長より会員への感謝と今後の協力をお願いがあり、山下氏からは那覇旅行や祖師谷ふるさとフェスティバルの報告が行われました。新入会員の紹介や今後の行事案内もあり、交流を深める有意義な機会となりました。懇親会も盛況のうちに終了しました。(副地区長 山下 学)



【第7・8・9地区】合同役員会

2026年3月5日(木)

成城第一生命ビルにて第7・8・9地区合同役員会を開催しました。成城さくらフェスティバルの詳細について協議し、4月4日・5日の開催に向けた役割分担や内容を確認しました。17名が参加し、委員会報告も実施。終了後は懇親会を行い、交流を深める有意義な機会となりました。(副会長 柴崎 守弘)



【第3地区】下馬中央公園『桜まつり』

2026年3月29日(日)

世田谷区立下馬中央公園で開催された「桜まつり」に参加し、世田谷法人会のブースを出展しました。世田谷警察署と連携した防犯啓発や税金クイズ、キャンディの掴み取りなどを実施し、多くの来場者で賑わいました。子どもたちの楽しむ姿が印象的で、地域との交流を深める有意義な機会となりました。(副地区長 岡部 健一)



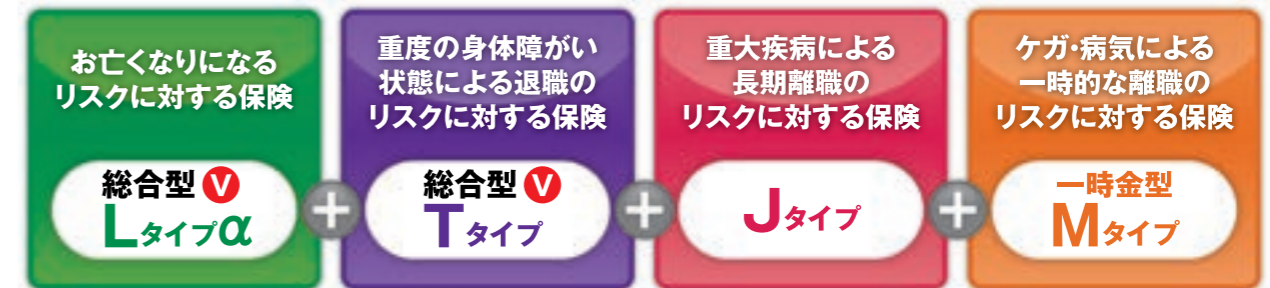
法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。



〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Lタイプα: 大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)とAIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

一時金型 Mタイプ: 大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2023年6月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社
渋谷支社/
東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷道玄坂東急ビル3F)
TEL 03-5489-6800

AIG AIG損害保険株式会社
東京第一プロチャネル営業部/
東京都港区麻布台1-3-1(麻布台ヒルズ森JPタワー)
TEL 03-5401-3650

F-2023-0003(2023年5月16日)
23-073007 2023-05



015 浅沼 啓之

(第4地区)

常任理事 厚生委員長 青年部会 副部長
有限会社 大黒屋 代表取締役



01 法人会入会のきっかけ

私が活動に参加する以前から、会社として法人会には加入していました。当初は案内をいただくだけで、なかなか参加する機会がありませんでしたが、世田谷の経営者の方々と交流できる機会でもあると思い、一度参加してみようと思ったことがきっかけです。

02 法人会入会後の印象

最初に参加したのは、2013年の「新年の集い」でした。多くの会員の方と名刺交換をさせていただき、世田谷でさまざまな事業をされている方が集まっていることに驚いたのを覚えています。そこで青年部の存在を知り、同世代の経営者と交流できることに魅力を感じ、活動に関わるようになりました。

03 法人会での主な活動

現在、青年部会では健康経営委員会の担当副部長を務めています。また、本部では厚生委員会の委員長として、会員同士の交流を深める行事の企画や運営に携わっています。法人会の活動を通じて、多くの経営者の方と交流しながら学ばせていただく機会も多く、地域で事業を営む者として大変ありがたい環境だと感じています。

04 普段のお仕事や経営

三軒茶屋で創業105年のせんべい屋を営んでいます。伝統を守りながら地域に根ざした店づくりを大切に、創業者のルーツである東京・八丈島の特産物を使ったせんべいや、世田谷区の店舗とのコラボ商品など新しい取り組みにも挑戦しています。

05 今後の展望

法人会の活動を通じて、多くの方に法人会の魅力を知っていただき、会員の輪をさらに広げていければと思っています。また、地域の経営者同士のつながりがより深まるような活動にも貢献していきたいと考えています。

06 新入会員へのメッセージ

私自身、入会当初に知り合った仲間とは、今でも食事に行くなど交流が続いています。法人会は仕事の情報交換だけでなく、人と人とのつながりが生まれる温かい場だと感じています。もしお時間が合いましたら、ぜひ法人会の活動に参加してみてください。きっと新しい出会いや学びにつながると思います。

ビジネスコラム



職場のルールとマナー

社会保険労務士
久松 徹雄

「働く姿勢を見直そう」というテーマでお話しを続けていますが、今回も職場での働き方でのお話しです。会社と働くという約束(契約)を交わしたからには、遅刻をしたり、無断欠勤をしない「労務提供義務」、仕事中は、サボったり、ダラダラと仕事をしませんという「職務専念義務」、会社のルールはきちんと守りますという「企業秩序遵守義務」が発生することをお忘れなく。

Part
47

続・働く姿勢を見直そう

■仕事の能力について

この会社には自分の能力を発揮できないと悩む従業員がいます。このような人は、多分思い違いをしています。会社にとって必要な能力のある人を会社が放っておくわけがありません。なぜなら、有能な社員を埋没させておくことは、会社の損失となるからです。このような人は、自分の能力を過信しているか、そうでなければ自分の無能力を他に転嫁しているのです。おそらく日常的に不満を抱え込んでいることでしょう。こういう人は、辞めることも選択肢の一つです。従業員の能力は、会社にとって必要な能力であってこそ生かされるのです。

■他者を気遣う

働く人たちが自らの職務を全うできるのは、個人の力量に負うところ大ですが、実のところは他の人の存在があるからこそです。同じ部署の中で協働して、バックアップしあいながら仕事をしています。また、そうしなければ仕事の成果は得られません。1日24時間のうち、3分の1を過ごす人達です。気遣いの気持ちをもって接するように努めて欲しいものです。

■前向きな態度

人はミスをするものです。ミスの結果、お得意さんにも怒られ、上司には注意されます。ここで後悔しても仕方ありません。後悔ばかりのマイナス思考で何かが悪くなるのであればいくらでもマイナス思考したらよいでしょう。しかし、それで良くなったためしは、まずありません。それよりも、ミスの原因は何であったか、再び繰り返さないためにはどうしたらよいか、それを考えることです。そしてこれを文章にまとめることです。頭の中の事は、書くことによって客観的となり、より自覚することができます。ミスは自分をレベルアップする好機だとくらいに捉えたらよいでしょう。

世田谷法人会 インターネット・セミナー スタート

「2026年5月開始！」

お好みのセミナーをパソコンやスマホ、タブレットから選んでいただき、クリックまたはタップするだけ。「じっくり聴きたい、あの人の講演」、「ちょっと知りたいあの言葉」、仕事に役立つ情報やヒントが満載。ホットな経営情報の入手、スタッフ(社員・職員・管理者)の教育・朝礼でのヒント集など豊富なコンテンツが随時更新されます。

お問い合わせ先：世田谷法人会 インターネットセミナー担当者 tel: 03-3410-1425

016 河 明樹 (ハ・ミヨンス)

(第5地区)

青年部会 会員拡大委員会
有限会社 CHOLLI 取締役

世田谷法人会
注目のヒト

01 法人会入会のきっかけ

世田谷区上馬で61年続く老舗焼肉屋「焼肉千里」の三代目オーナーシェフとして地域に根ざした飲食店として伝統の味を守っておりますが、第5地区の古川さんとのご縁で法人会に入会させていただきました。

02 法人会入会後の印象

私幅広い年齢層の会員の方々がとても仲良く活動されているのが印象的でした。

03 法人会での主な活動

青年部会の活動を行っております。

04 普段のお仕事や経営

焼肉店経営以外に朝鮮半島に伝わる伝統弦楽器ソヘグムの演奏家として活動しております。日本最大の豪華客船「飛鳥II」にスペシャルゲストとして乗船、船上コンサートを行うなど日本はもとより海外でも演奏活動をしながら片岡愛之助主演の時代劇「鬼平犯科帳」ではテーマ曲を演奏、世田谷区と縁組協定を結んでいる群馬県川場村の新年祝賀会で記念演奏をするなど世田谷在住のコリアンアーティストとしても活動しております。

05 今後の展望

ゴルフ同好会やボウリング大会など時間が許す限り法人会のイベントに参加させていただきたいです。

06 新入会員へのメッセージ

地域貢献や交流の場として大変オススメです。是非お仲間になって一緒に楽しく活動しましょう。

SETAGAYA
HOJINKAI

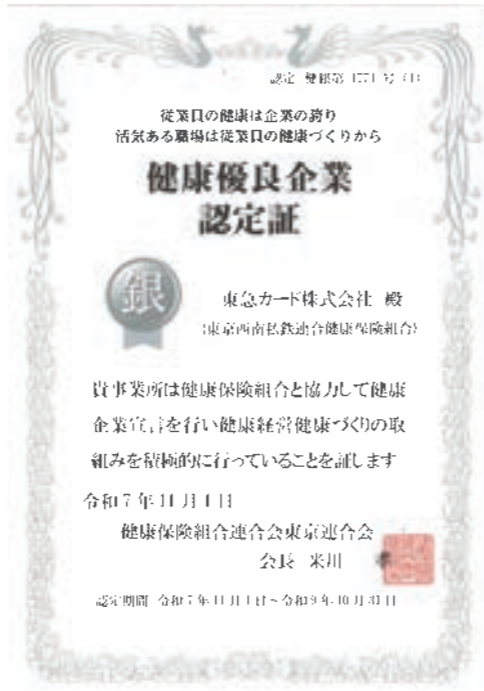
健康経営新聞

今回は東急カード株式会社の宮本 房幸様に健康経営の取り組みをお聞きしました。新卒者の就職応募数が増加している背景には、健康経営の取り組みも良い影響を与えているそうです。



▲詳細はこちら

東急カード株式会社
www.topcard.co.jp



取り組み内容を教えてください

2016年に健康に関する行動変容を促すため、ヘルスケアポイントやウォーキング講座等、歩くことからスタート。現在は「継続的な運動習慣」「バランスのとれた食生活」「メンタルヘルス」「健康リテラシー」に関して、ワークエンゲージメントの向上を目指し、同僚や家族等周囲も巻き込んで実施しています。具体的に2025年度は、①歩くこと、②「脂質」「血圧」の維持・改善、③体組成計測定会、④健康関連商品の販売、⑤ベジチェック（野菜摂取レベルの判定）、⑥健康関連通信講座（睡眠、メンタルヘルス、食事など）、⑦姿勢分析測定会、⑧歯周病チェック、の8つの取り組みを行いました。なお、プログラムによっては取り組み結果や実施状況に応じて東急ポイントがもらえるものもあります。

取り組みのきっかけを教えてください

会社の従業員の健康について考えないといけない、と思うようになり、東急グループの「健康経営表彰」制度がスタートすることに合わせ、全体で取り組むことになったことがきっかけです。

取り組んでよかったことは？

従業員が健康について話題にするようになったこと。外部評価（健康経営優良法人認定など）が採用に好影響をもたらし、ここ1～2年新卒者の応募数がアップしていること。

今後の課題は？

無関心層へのアプローチです。疾病予防につながるので、全体の参加率を上げたいです。

まだ健康経営を知らない、知っていても取り組んでいない企業に一言

従業員の健康があって事業が成り立っています。大切な従業員のために健康経営に取り組んでもらいたいです。

インタビュー：健康経営エキスパートアドバイザー 五十嵐 めぐみ



AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に
法人会のビジネスガードシリーズ



Business Guard

会員企業をサポートする
AIG損保のリスクソリューション



- 政府労災の上乗せ補償
ハイパー任意労災 (業務災害総合保険)
- 会社で入る医療補償
ハイパーメディカル (業務災害総合保険・メディカル特約)
- 初期のご相談から賠償金対応まで。労務・雇用トラブルに備える
スマートプロテクト (総合事業者保険)
- 地域社会に貢献する
ビジネスガードAUTO (法人会の自動車保険)
- 企業向け第三者賠償責任保険
オールスターズ
ALL STARS (事業賠償・費用総合保険)
- 火災と地震災害に備える
プロパティガード+企業地震保険 (企業財産保険・財物損害補償特約・地震・噴火危険補償特約等)
- 個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応
情報漏えいガード (個人情報漏洩保険)
- 役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える
MRP保険 (マネジメントリスクプロテクション保険)
- 海外進出企業向けサポートプラン
ワールドリスク
WorldRisk

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2022年2月時点の内容です。

お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



(22-073003)

第1 地区 BONNET D'ANE (ボネダンヌ)

お問い合わせはこちら→



本格的なフランスのパンを、気軽に楽しめる店



世田谷区三宿 1-28-1
03-6805-5848
午前 11 時～午後 5 時
定休日：月火水

店長：荻原 浩さん

https://www.instagram.com/boulangerie_bonnetdan

第9 地区 TEPPAN CUISINE 703

お問い合わせはこちら→



「TEPPAN CUISINE 703」は、成城学園駅前で15周年を迎えた鉄板焼き店で、昨年八ヶ岳に小淵沢リゾート店もオープンしました。オーナーシェフ藤村なおみが手がけるこの店では、地域に根ざした接客と心を込めた料理が楽しめます。心温まる特別な時間を「TEPPAN CUISINE 703」でご堪能ください。



世田谷区成城 6-7-9-2F
03-3482-2262
午後 5 時 30 分 -10 時 L.O 定休日：日月
(小淵沢リゾート店)
山梨県北杜市小淵沢町 10153
080-3936-7003
祝祭日、金～日 (予約制)

店長：藤村 なおみ(703)さん

<https://www.teppancuisine703.com/>

注目のお店 014

せたがやマガジン読者アンケート・クイズ

いつも「せたがやマガジン」をご愛読いただきありがとうございます。今後の誌面づくりや法人会活動の参考とするため、アンケートにご協力をお願いいたします。ご回答は1～2分程度で完了します。クイズ及びアンケートにご回答いただき、クイズに全問正解した方の中から抽選で5名様に「2,000円のせたがやギフトカード」をプレゼントします。

プレゼントの応募方法
2026年5月号読者アンケート回答用フォーム
<https://forms.gle/DjMtHqPB8dQXGmNr5>
締切 2026年6月12日(金)



抽選で5名様に【2,000円分のせたがやギフトカード】が当たるアンケート

クイズ【1】令和8年度税制改正大綱において、中小企業の少額減価償却資産はいくらまで拡充されたでしょうか？

・30万円 ・40万円 ・50万円

クイズ【2】会員の皆様の経営をインターネットを通じてサポートするインターネット・セミナーはいつからスタートするでしょうか？

・2026年5月 ・2026年6月 ・2027年5月

クイズ【3】2026年1月26日に開催された「新年の集い」において八重樫司署長が講演したテーマは何でしょうか？

・税務行政の現状と今後
・確定申告のポイント
・租税史

前回の回答 クイズ【1】静岡 クイズ【2】高知 クイズ【3】772作品

- 読者の声 - VOICE -



職場のルールとマナーのコラムです。わたしは入社して8年目ですが、自分ができること、できないこと、苦手なこと、がよくわかってきました。仕事上で、無理をして失敗したことがあります。担当者を通じて連絡しない、ccに関連の人を入れないなど。そこで、仕事の効率性を見直しました。自分の仕事はここまでやる。それ以降は担当者に引き継ぐ、すぐに上司に相談する。考えて仕事をする姿勢が大事だと思います。働く姿勢を見直しながら、仕事をしていきたいと思っています。

健康経営新聞です。弊社は特に50代以降の社員が多いです。また現場仕事なので、体調管理には努めていかなければなりません。健康だけにとどまらず、経営と健康をいかにどうやって結びつけるかが大事だと思います。弊社は、健康診断受診、体調が悪かったら病院にすぐに行く、時間を取れるように仕事を効率的にする、健康に気を使うコミュニケーション、をしています。また健康グッズや食べ物を共有しています。個々の体調管理は経営にどれだけ大切か、を実感しながら体調管理、仕事を続けていきたいです。



従業員の退職金準備は
とくたいきょう
特退共
特定退職金共済制度

特退共の魅力

- 1 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
- 2 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
- 3 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
- 4 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
- 5 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移りました。
- 約4,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約450億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
 ○このご案内は、2025年7月現在の制度内容及び税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
 ○ご加入にあたっては必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求
お問合せは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL 03-3357-1641 FAX 03-3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaijyo.or.jp>

会C-2025-0008(2025年7月29日)P065

